

建築工事監理指針（上巻）令和4年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
23	1	1	1	一般事項	(5)7行目	1節の 一般 事項は、2節以降の	1節の 共通 事項は、2節以降の	R5/4/5
32	1	1	9	工事の一時中止に係る事項	11～12行目	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））中の	「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」 国土交通省大臣官房官庁営繕部 （平成27年5月（令和2年6月一部改定））中の	R5/4/5
37	1	2	4	工事の記録等	(1)(7)3～4行目	これは「契約書」第11条（履行報告）の 発注者への報告に対し 内容や時期が異なるため、	これは「契約書」第11条（履行報告）の報告は、 発注者により求める 内容や時期が異なるため、	R5/4/5
39	1	3	4	工事の記録	(2)(ウ)5行目	・・・記録等から外されたのは、「契約」第11条により・・・	・・・記録等から外されたのは、「 契約書 」第11条により・・・	R5/4/5
49	1	3	5	施工条件	(2)1～2行目	次の(7)、(イ) のどちらに分類されるか、発注者は受注者に対して十分説明する必要がある。	次の(7)、(イ)に分類される。	R5/4/5
51	1	3	7	施工中の安全確保	(3)(イ)(a)1行目	(a) 安全体制 は、	(a) 安全衛生管理 は、	R5/4/5
218	4	3	3	セメントミルク工法	(3)(イ)3行目	アースオーガーの駆動用電動機の電流値や積分電流値及び支持層が傾斜していることが想定される場合は10～30m間隔で先行杭を施工し、施工データを参考に敷地全体の支持層深さを確認することが望ましい。	アースオーガーの駆動用電動機の電流値や積分電流値及び オーガースクリューに付着している土砂と土質調査資料又は設計図書との照合で、地盤構成と支持層出現深度を確認する。 支持層が傾斜していることが想定される場合は10～30m間隔で先行杭を施工し、施工データを参考に敷地全体の支持層深さを確認することが望ましい。	R5/4/5
234	4	3	7	施工記録	(3)(イ)(g)	(g) アースオーガー駆動用電動機の電流値、積分電流 量	(g) アースオーガー駆動用電動機の電流値、積分電流 値	R5/4/5
356	6	1	1	一般事項	(1)(7)2行目	構造体に打ち込まれる コンクリートの強度と構造体コンクリートの強度を明示した。	使用する コンクリートの強度と構造体コンクリートの強度を明示した。	R5/4/5
359	6	1	2	基本要品質	(3)4行目	「標仕」6.2.2では、工事現場において 構造体に打ち込まれる コンクリートと	「標仕」6.2.2では、工事現場において 使用する コンクリートと	R5/4/5
359	6	2	2	コンクリートの強度	(4)2行目 5行目	(2)でも記したように、 構造体に打ち込まれる コンクリートとは、したがって、 構造体に打ち込まれる コンクリートの強度は、	(2)でも記したように、 使用する コンクリートとは、したがって、 使用する コンクリートの強度は、	R5/4/5

建築工事監理指針（上巻）令和4年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
362	6	2	2	コンクリートの強度	(2)1行目	構造体に打ち込まれるコンクリートの強度とは、構造体に打ち込まれるコンクリートが本来保有していると考えられる	使用するコンクリートの強度とは、使用するコンクリートが本来保有していると考えられる	R4/11/11
406	6	5	4	塩化物量及びアルカリ総量	(1)(ア)14行目	また、塩化物量の確認は、あくまでも規定値(0.30kg/m ³)を下回ることが確認されればよく、例えば、適用する塩分測定方法の測定限界の下限値を下回るような塩化物量の場合において、その測定値(数値)を示すことを要求しているわけではない。 また、塩化物量の確認は、あくまでも規定値(0.30kg/m ³)を下回ることが確認されればよく、例えば、適用する塩分測定方法の測定限界の下限値を下回るような塩化物量の場合において、その測定値(数値)を示すことを要求しているわけではない。	また、塩化物量の確認は、あくまでも規定値(0.30kg/m ³)を下回ることが確認されればよく、例えば、適用する塩分測定方法の測定限界の下限値を下回るような塩化物量の場合において、その測定値(数値)を示すことを要求しているわけではない。	R5/4/5
798					参考文献	壁式構造配筋指針・同解説 (2013)	壁式構造配筋指針・同解説 (2016)	R4/11/11
918	9	6	4	施 工	(1)(オ)3行目	・・・状態でもよい(表9.6.6 a. 及びb. 参照)。	・・・状態でもよい(図9.6.6 a. 及びb. 参照)。	R4/11/11
					(1)(カ)	・・・が除去されていること(表9.6.6 c. 参照)。	・・・が除去されていること(図9.6.6 c. 参照)。	R4/11/11

建築工事監理指針（下巻）令和4年版 第1刷 正誤表

頁	章	節	項	項名称	箇所	誤	正	更新日
573	18	3	3	錆止め塗料塗り	(オ)1行目	耐候性塗料塗りの場合、 <u>下塗り</u> までは鉄骨等の製作工場で行い	耐候性塗料塗りの場合、 <u>錆止め塗料塗り</u> までは鉄骨等の製作工場で行い	R4/11/11
574				錆止め塗料塗り	(2)(キ)1行目、2行目、6行目	<u>下塗り</u> までは鋼製建具等の製造工場で行い、現場組立で生じた現場溶接部及び組立中の <u>下塗り</u> 損傷部分は、 ただし、鋼製建具等の製造工場にて <u>下塗り</u> として一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイントが	<u>錆止め塗料塗り</u> までは鋼製建具等の製造工場で行い、現場組立で生じた現場溶接部及び組立中の <u>錆止め塗料塗り</u> 損傷部分は、 ただし、鋼製建具等の製造工場にて <u>錆止め塗料塗り</u> として一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイントが	R4/11/11
577	18	5	2	クリヤラッカー塗り	(1)(ウ)5行目	18.11.2にオイルステイン塗りとして示している。	18.11.2(2)にオイルステイン塗りとして示している。	R4/11/11
581	18	7	2	鉄鋼面の耐候性塗料塗り	(2)(ウ)	<u>下塗り</u> として弱溶剤系塗料を使用した場合、	<u>錆止め塗料塗り</u> として弱溶剤系塗料を使用した場合、	R4/11/11
				鉄鋼面の耐候性塗料塗り	(2)(キ)	<u>下塗り</u> として用いる反応硬化形エポキシ樹脂系塗料の	<u>錆止め塗料塗り</u> として用いる反応硬化形エポキシ樹脂系塗料の	R4/11/11
582	18	7	3	亜鉛めっき鋼面の耐候性塗料塗り	(1)(イ)	(イ) <u>変性エポキシ樹脂プライマー</u> 18.3.2(2)(イ)を参照する。	削除	R4/11/11
				亜鉛めっき鋼面の耐候性塗料塗り	(2)(イ)	<u>下塗り</u> として弱溶剤系塗料を使用した場合、	<u>錆止め塗料塗り</u> として弱溶剤系塗料を使用した場合、	R4/11/11
703	19	8	2	材料	(6)2行目	接着剤の品質を、表19.8.4に示す。	接着剤の品質を、表19.8.3に示す。	R4/11/11
704	19	8	3	施工	(2)(エ)1行目	「標仕」表18.2.4、表18.2.5、表18.2.6の素地ごしらえでは、	「標仕」表18.2.4、表18.2.5、表18.2.7の素地ごしらえでは、	R5/4/5
760	20	2	16	カーテン及びカーテンレール	(1)	(ウ) カーテン等の部分名称を、図20.2.18に示す。	(エ) カーテン等の部分名称を、図20.2.18に示す。	R4/11/11
				カーテン及びカーテンレール	(1)	(エ) 「標仕」20.2.16(1)(ウ)でいう「カーテンが別途工事の場合」とは、	(オ) 「標仕」20.2.16(1)(ウ)でいう「カーテンが別途工事の場合」とは、	R4/11/11